

## 第5回山梨県特別支援教育振興審議会 会議録

(平成22年11月24日掲載)

- 1 日 時 平成22年10月25日(月) 午後2時00分～17時00分
- 2 場 所 県立甲府支援学校 多目的室
- 3 出席者(敬称略)
- (委員) 飯ヶ濱栄治、上杉 宏、尾嶋千恵子、齋藤 章、坂本ちづ子、白戸吉男、  
鳥海順子、萩原公子、畠山和男、原まゆみ、藤巻秀子、森 博俊、山口勝弘
- (事務局) 教育次長、総務課長、学校施設課長、高校教育課長、義務教育課長  
新しい学校づくり推進室長、  
新しい学校づくり推進室長補佐、特別支援教育担当(5人)

4 傍聴者等の数 4人

5 会議次第

○ 第5回審議会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
- 4 その他
- 5 閉会

6 会議に付した事案の案件(又は議題)

- (1) 審議のまとめ
- (2) 特別支援教育振興審議会起草委員会について
- (3) その他

7 議事の概要

(1) 議題1「審議のまとめ」

(議長)

過去4回、熱心な討議をいただきました。今まで議論してきたことをまとめる作業に入ります。事務局から提案をお願いします。審議にご協力をお願いします。

(事務局：資料により説明。)

(議長)

1から5の項目の特別支援学校に関連した内容から、ご意見をお伺いします。それでは、「軽度の知的障害の高等部教育の在り方」について、ご意見、ご質問をお願いします。

(委員：質問)

就労の事に2ページで触れていますが、「若年者雇用問題検討会議」という会議があるのですが、そのような取組みとの関連も必要と考えます。健常者を中心とした会議ともありますが、管轄は山梨労働局の職業安定部だったと思います。関連を図れるのかどうか、お伺いします。

(議長)

横の連携として、健常者を対象とした就労問題と軽度の知的障害のある子ども達の就労問題はリンクすると思いますが、情報も共通に持ち、いろいろな指導をしていくことが考えられますが、事務局から何かありますか。

(事務局：答弁)

直接は連携がとれていないので、今後、検討していきたいと思います。県でも「障害者プラン」の中で障害者の就労についての取組みが進められていますので、他部局の取り組みと関連づけながら進めていきたいと思います。

(議長)

よろしいでしょうか。具体的な作業に入る時には、リンクさせながら進めていくことが必要です。

(委員：意見)

軽度の知的障害の子ども的高等部教育の場合、この審議会で示されたような教育的指導が必要であるということは理解できるのですが、同時に軽度発達障害の子どもたちの場合、心理的・精神的に様々な困難を抱えている場合が多い。そのような子どもたちが、3年間の高等部教育のあと社会に出て行くことを考えると、将来の就労を視野にとり、青年期の成長・発達をしっかりと支える事を基盤に考えていくべきだと思います。今日、軽度の障害の就労については、一般就労を目指す話が多くなってきています。教育課程を組む場合も一般就労した割合で教育が評価される場合もあります。そういったことから、ベースとなる部分をきちんと確認をしていくことが重要となると思います。

(議長)

今のご意見は、8ページにある、高等学校における特別支援教育の問題として、知的障害の子どもたちとは行動特徴が違う発達障害の子どもたちに就労の指導以前の教育指導が必要であろう、という話です。後半の高等部教育とリンクさせる事が必要であると考えます。

(委員：意見)

本校では、軽度の知的障害の子どもたちの教育課程ということで、コースに分けた種類の教育課程を実施しているところですが、ただいまのご発言のように、知的障害が軽度であることは、学習経験が未熟であるという事に繋がっています。もっと子どもたちの実態に合った教育を受けてくれば理解できる力をもっているのですが、対応できてこなかったと思います。ですから、一人一人に応じた教育ができる高等部の課程において、教科の内容を学び直したり、自分にもできるという気持ちを育てたりすることで、心理的・精神的にも大きく改善することを手応えとして感じています。職業教育には、心が安定し、精神的な強さが必要であると思いますので、一人一人に対応した人格教育を行うことが重要と考えます。

この夏に全国の校長会で研究会がありました。その中で、高等部単独の専門学科をもった、いわゆる高等特別支援学校の校長の話では、新しいニーズとして、今までであれば高校に行く子どもたちが特別支援学校に入ってくるという話や、さらに、軽度の子どもたちのための高等特別支援学校になっているという話がありました。知的障害の子どもたちの特別支援学校が整備されることは必要だと思いますが、グレーゾーンの子どもたちについてどのように対応するのか、本県の場合は慎重に考えていく必要があると思います。

(議長)

ありがとうございました。従来の常識的なイメージだけでは、対応策が成り立たないということだと思います。発達障害など行動面の問題で適応できないとか、学習意欲がないとかで特別支援学校に入学してくるので、バリエーションが広がっており、まとめて対応することは

なかなか難しいということだと思います。他にありませんでしょうか。

(委員：意見)

専門学科の話が出てきていますが、専門学科の検討についてもまとめの中に入れていいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局：答弁)

審議会の議論の経過の中でも、高等特別支援学校、専門学科の設置についてご意見をいただき、まとめの中に方向性として記述しようという検討もいたしました。より具体的に記述した方がよいという意見をいただければ加えたいと考えています。また、類型の試行をしているわかば支援学校とかえで支援学校の検証がまだ十分になされていない現状にあり、全国的に単独の高等部を設置した特別支援学校におけるメリット、デメリットを含めて総合的に検討する必要があると考え、新たな教育課程の実施という内容にとどめました。ご意見をお願いしたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。

(委員：意見)

新たな教育課程の実施をしていくためには、それ以前に学校の施設整備がしっかりされてからでないと、現場の先生方は混乱するだけになってしまうので、新たな教育課程を実施することができる施設整備を進めた上で、考える必要があると思います。

高等特別支援学校については、今まで対象としていた以外の軽度の子どもが入っていることは私も知っています。単純に、現状の小・中・高一貫校の特別支援学校に専門学科を設置すると、入学してくる生徒がさらに増え、受け入れられない状況になるので、いろいろな事を関連させ考えてもらいたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。他にありませんか。それでは、「特別支援学校の寄宿舎の今後の在り方」について、提案がなされていますが、ご意見をお願いします。

前回までの審議の中では、寄宿舎を廃止する方向の動きもあるかもしれないが、既存のものを有効利用するという発想で議論をいただいた経緯があります。

(委員：意見)

基本的に方向性の内容には異論はないのですが、「集団生活訓練」や「体験的な生活訓練」という表現の、「訓練」という言葉が学校教育になじむかどうか気になります。むしろ、「集団的な生活指導」、「体験的な生活指導」という言葉の方が適切ではないかと思います。

(議長)

ありがとうございます。次に進みます。

特別支援学校の施設整備についてですが、安全面、教育効果を上げるための環境整備という観点から、特に緊急度の高い課題から議論をしていただきました。在籍者数の問題も推計的に増えていくことが信頼できるのか、信頼できないとするならば、精度を高めることも議論をいただきました。施設整備に焦点を当てた課題について議論をお願いします。

(委員：意見)

事務局からは、審議会において具体的に要望があれば答申に入れていくという話がありましたが、私たちが1年間審議してきたことは、きちんと具体的に記載することが前提であると思います。是非、実現化するために「わかば支援学校」の新築や新しい学校を創っていくとか、

必要に応じて見直しをすること等を答申の中に記載していただきたい。いかがでしょうか。

(議長)

どの項目も、お題目さえ立てておけば本審議会の役割が終わるとは思っていない。全て実現する方向で議論をしています。議論の中に出てきた内容を具体的に明記していかないと信頼できないという委員の方々の不安な部分であると思います。具体的なプランをどこまで提案するのか、それによってどのような長所、短所があるのか、そのことについては事務局からは、いかがでしょうかでしょうか。

(事務局：答弁)

特別支援学校の整備についてですが、老朽化や教室不足など、それぞれ課題を抱えているので、早急に進める必要があります。審議会でもそのような方向で議論をいただいたと思います。ただ、予算的な事もあるので、どの課題が一番優先的な課題であるかも含めて、ご示唆をいただければ、今後の答申にも十分に反映できるのではないかと考えます。

(議長)

素案をまとめる際に趣旨を理解した上で、生かしていきたいと思います。施設整備、その他、いかがでしょうか。事務局としても、審議会としても何を基準に緊急度の順位付けをするのかを大切に議論してきたと思います。やはり、現場にいる子どもたちや保護者、教員にとって一番緊急度が高い内容を基準に検討していく必要があると考えます。

特別支援学校の適正規模、適正配置の問題についてですが、全国の状況等も話題に出され、子どもの適切な教育環境を考えると200人を超える学校は、大規模校と位置づけられていること、わかば支援学校の大規模化解消のためにかえで支援学校がつけられたが、かえで支援学校も大規模化している状況。推計値によると、かえで支援学校も300人規模の学校になってしまう。こういったことから、特別支援学校の適正配置のとらえ方、小規模化を図るためにはどのような見通しや手だてが必要か、また、県立の高等学校の統廃合が同時に進んでいるので、施設の有効利用についても視野に入れながら議論を進められたと思います。それでは、ご意見をお伺いします。

(委員：意見)

適正配置・適正規模について述べさせていただきます。前回もお話ししましたが、平成12年頃、わかば支援学校が200人を超えてしまったため、かえで支援学校が設置されましたが、また両校とも大規模化してしまったことから、もう一度適正配置を考える必要があるということが基本にされていると思います。

かえで支援学校の児童生徒数の急増は著しく、今後どのように生徒を受け入れていくのかという緊急的な課題も出てくることと思いますが、この2校だけでは、国中地域の子どもを受け入れる事が難しいことを前提に、3校で対応する事を考えていく必要があると思います。そのことにより、かえで支援学校の大規模化も解消されますし、通学区域を見直すことにより、わかば支援学校の小規模化もできるのではないかと思います。国中地域を3校で適正配置という考えで取組んでいただきたい。

次に、適正規模についてですが、大規模化すると、学校運営面で問題がありますが、さらに学級の規模が大きくなっていくということもあります。小規模校では、1から2人でも1学級ですが、大規模校では、1つの学年に3、4クラスもあり、それぞれの学級が定員一杯という学級編制になってきます。指導体制も厳しくなってきます。大規模になればなるほど安全確保も難しくなります。そのような視点からも適正規模が必要です。指導体制の厳しさについては、大規模校で顕著になっていると思いますが、教員配置の問題とも絡むので、大規模校の教員配置については、何らかの手だてが必要であるということも言いたいと思います。ご検討をお願いします。

(議長)

適正規模、適正配置は単なる器の問題だけではなく、中にいる子どもたちや教員に対する問題にもなるので、教員の配置を含めて考えていかないといけませんし、一般の小・中学校も予算の関係で非常勤の教員が正規の教員と同じような仕事をしているといわれています。ここでは学校の適正配置という枠組みで課題が提示されていますが、器の問題、定員の問題、教員配置と関連づけ丁寧に議論をする必要があると思います。事務局から何かありますか。

(事務局：答弁)

ご意見をありがとうございました。指導体制については、次の「特別支援学校の今後の在り方」の項目の、それぞれの障害種別の指導を充実させるための方策の箇所、ご検討いただければありがたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。ご意見はありますでしょうか。

(委員：意見)

3つめの「県立高等学校再編後の有効活用を視野に入れた整備計画の策定」という箇所について、子どもたちのことを考えると、整備計画を策定する必要があるだけでなく、小・中・高等部を兼ね備えた新設校をつくるという内容をきちんと入れてもらいたいと思います。

(議長)

事務局いかがですか。

(事務局：答弁)

これまでの審議会でご意見をお伺いしておりますが、高等部教育の充実では、専門学科の設置も出てきております。大規模化の解消、高等部教育の充実などのいろいろな要素を考えながら検討していく事が必要であると考えています。新設校を設置するという点に関して逆に皆さんの意見として統一できるかどうかおたずねしたいと思います。

(議長)

みなさんのご意見としてはいかがですか。

(委員：意見)

保護者の立場から発言をさせていただきますが、是非とも新設校の設置を入れていただきたいと思っています。適正規模、適正配置については、学区の見直しまで考えなければいけないと思います。障害児学校教職員組合の要望事項に学区の見直しや適正化から新設校の設置という内容も入っていました。県立高等学校再編後の施設の活用を含めて検討する必要があるということだけでなく、新設校が必要であるということをも明文化して欲しいと思います。検討をお願いします。

(議長)

事務局からなにかありますか。

(事務局)

これまでの審議と、答申をまとめていく過程で検討をさせていただきます。

(議長)

そのほか、適正規模、適正配置について、ご意見はありますか。それでは、次の「特別支援学校の今後の在り方」についてご意見をお願いしたいと思います。

感覚障害については、本県は1校ずつしかないので、幼児から大人までライフステージに沿って支援を行うセンター的機能の更なる充実を図ること、病弱教育については、従来の北病院、中央病院だけでなく、利用がしにくい地域におられる方々にとってもサービスを受けられる方策、その他の病院にいる子どもたちに支援を行える様に、長期欠席の子どもたちへの学習を提供していくためのサポート学習についての3つの点からですが、ご意見をお願いします。

(委員：質問)

感覚障害の教育についてですが、早期教育と高等部教育を中心に感覚障害者のニーズに応じる旨が書いてあるが、早期教育については理解できるのですが、高等部教育については、どのような内容を想定しているのか教えていただきたい。

また、「身体障害（肢体不自由）教育」という言葉が耳慣れないのですが、教育の場では、「肢体不自由教育」という言葉を使用しているのに、この言葉を使用していることについて教えて欲しいと思います。

(議長)

事務局いかがですか。

(事務局)

感覚障害の箇所の高等部についてですが、盲学校については理療科等があり、実際の在籍者数がしめる割合も高くなっています。ろう学校については、小学校段階では公立の小学校に在籍をし、中学校以降から転入学してきている状況があります。ニーズ的に高等部段階における教育の充実が求められていると判断し、提案をさせていただきました。

「身体障害」という言葉は、「感覚障害教育」という言葉と同列として整理させていただきました。通常は聴覚障害、視覚障害という表現に対して「肢体不自由教育」という表現です。

(議長)

県教育委員会や文科省の言葉の使い方としてはどうですか。

(事務局)

整合性は確認していません。

(議長)

後ほど調べていただき、整合性をチェックしてください。全体を通してご意見がありますでしょうか。特になければ、委員の方々のご意見をとりまとめた内容として、お認めいただけますでしょうか。(認める反応)

ここで10分ほどの休憩を取ります。

～休憩（10分間）～

(議長)

それでは、障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育の推進について、まず就学前の具体的な対応ということで、行政機関、県あるいは市町村レベルでのそれぞれの就学指導体制整備、あるいは総合的な支援体制の整備ということで、いかにフォローアップしていくシステムを作っていくかについて審議してきましたが、意見等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員：意見)

具体的な話ではありませんが、ご存じのとおり、乳幼児期で発見された障害のある子どもたちがどのように学校につながっていくのか、そしてその情報をどういう形で伝えるのかと

ということが乳幼児健診をやっている中での大きな課題になっています。もう一つは就学時健診で発見されたのでは遅いということで、もう一歩手前の5歳児健診が行われ始めています。

5歳児健診ではないのですが、保育所訪問に関わらせていただいているのは、保健師さんが5歳児健診や保育所訪問に関わってくださっているが、そこから学校へはなかなかスムーズに繋げていけない。正直言うと学校側がもう一歩歩み寄って積極的に情報を吸い上げるような形になってくれればということを感じています。ある市町村では保育所訪問に時間がある限り教育委員会が関わり、情報がそのまま教育委員会に繋がっています。そういう市町村も徐々に出てきています。教育委員会の方からもう少し積極的に情報を吸い上げるシステムにしてほしいと思います。

(委員：意見)

今の意見に関連していると思うのですが、「① 就学指導體制の整備」の「就学指導委員会は、市町村単位での単独設置を基本方針として、就学指導體制の整備を促進する」という表記について。就学指導委員会というのは基本的には5歳児が就学する前に関わる委員会です。そしてこの就学指導體制を整備していく場合、今後の特別支援教育の在り方とも関わり、今もそういう傾向が強いですが、保護者や本人自身が学校を選んでいくということがとてもはっきりしてくると思います。制度改革の流れとしては当事者が学校を選んでいく、そうすると就学指導委員会はどのような役割を果たしたらいいのかということが当然問題になってきます。それで、私は、就学相談の際、保護者が実際に学校を選択するときに、力になるような相談支援するという位置付けで就学指導委員会が動く必要があると思っています。そういう観点から見ると、先ほどの「就学指導委員会は、市町村単位での単独設置を基本方針として、就学指導體制の整備を促進する」ではなく、就学相談体制の一環に位置付け整備を促進する。場合によっては、5歳児段階の就学相談体制の一環に就学指導委員会を位置付けながら総合的に保護者の就学を支えていく、そういう方向で整備していく必要があるのではないかと思います。

(議長)

どこまでスマートに実現できているかは別として、現状、就学相談支援の機能を各市町村委員会が担っており、それをまた県に上がってきているシステムとなっていますが、今の委員のご発言は、来年の4月にどこの学校を選択するかという現実的な課題に焦点を当ててではなく、当事者を含めて保護者がどのような相談支援を受けられれば自立的に選択作業ができやすくなるかということにアクセントを置いた体制作りというのが大事なことだろうというご指摘です。そのことと併せて最初の方の連携の問題で、ここに出てくる「相談支援ファイル」にしても「個別の教育支援計画」にしても、次にバトンタッチするときにそれを上手に利用していくためには、やはり誰かがコーディネーターロールを取って機能していただかないと、なかなかケースとして上がってこないという印象がありますし、現実にもそこがネックになっているところがあると思います。そこに市町村教育委員会の担当者がワーカーとして少し機能していただいているという現実がありますけれども、今のご発言は非常に実際的なご指摘だろうと思います。

(委員：意見)

これまでの審議経過の中で、「個別の教育支援計画」のことは確認されたと思いますが、やはりこれは乳幼児期から将来社会へ出る、就労のところまでずっとつながる基本だと思います。この一つのツールである「個別の教育支援計画」がどのように充実されて一人一人のお子さんの生涯に渡る計画として生きて活用されるようになるか。就学指導委員会など市町村単位で連絡調整会議を置くということですから、今後生き生きと使っていくことによってツールとして機能していくことを期待しています。

(議長)

今の意見を踏まえて、事務局から何かありますか。

(事務局：答弁)

ありがとうございました。就学指導委員会の在り方については、ご意見いただいたとおりです。この部分について基本的に私どもが考えていることは、市町村に就学の支援、相談支援の主体的な体制を整備していただくことが、今後の就学先の選択や就学に関わる事務的なことが円滑に行われていくということに直結していくと思っています。表現が不十分なところがありますので、また検討させていただきたいと思っています。

同様に、「個別の教育支援計画」についても、市町村と連携を図りながら進めていく必要がありますので、県教育委員会だけで「こうします」と言いづらい部分もありますので、このような表現になっています。具体的には県の障害者プランの中でも、福祉保健部と連携を取る中で「個別の教育支援計画」の作成あるいは活用についての取組みを進めていきたいと考えています。

(議長)

縦割りでいくつかの行政機関がプランの策定に関わっているが、同じことをあちらこちらでやっても仕方がないので、統合してということが必要になってくると思いますが。

(事務局：答弁)

甲州市、山梨市、笛吹市のモデル事業で取り組んでいただいた成果を県レベルではなく、各市町村レベルで生かしていくための取組みをしていただきたいと思います。甲州市、山梨市では保育所・幼稚園の訪問に、保健師さんと教育委員会の方が一体となって回っていただいたり、5歳児健診について新たに取組まれたり、今後は新たに5歳児健診でチェックされたお子さんの2～3年経過した後のフィードバックをして検証していくというような取組みがされていますので、そういったものを全県下の情報提供しながら、取り組んでいただけるように進めていきたいと考えています。

(議長)

それも一言触れて答申で表現していかれた方がいいと思います。既にそういうことの発想の元にパイロットスタートでやってきているわけですから、それをフィードバックしていかにつなげるかということ、そういう前提でこういうことが示されるということは、また何かうまく盛り込めれば良いなと私も思います。

就学前から続いている小・中学校における特別支援教育の推進も含め、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員：意見)

就学指導委員会について一つ付け足したいのですが、就学指導委員会はおそらくどの年齢の子どもにも対応しなければならない委員会だと思うので、その点も当然踏まえていただきたいと思っています。

「③ 特別支援学級の運営強化」について。いくつか課題が提示されていますが、そこに指導内容の充実と担当教員の専門性確保という課題も付け加えていただきたい。専門性の課題は後からも出てきますが、山梨県の特別支援学級担当教員の在職年数が非常に少なかった、しかも非正規の教員が担当になることが多いという問題が指摘されています。そういうことを意識して、重複しますが是非ここに盛り込んでほしいと思います。

「④ 教育的ニーズに応じた指導の改善・充実」に関して。研究校を指定して実践研究に取り組むという場合に、教育課程の編成や自立活動の指導、学級経営の在り方とありますが、自立活動の指導の前に特別支援学級における学習（教科）指導の在り方をはっきりと位置付けてほしいと思います。それと、交流及び共同学習という問題、特に固定制の特別支援学級の場合にはどういう形で共同学習をしていけばよいのか、実践的なところが問われています。この2項目についても「等」に括らずはっきりと盛り込んでほしいと思います。

質問ですが、「検討する」ということばがしばしば出てきますが、特に特別支援学級の在り方に関しては「検討する」を場合によっては専門委員会などを設置して早急に検討する必要があるのではないかと思います。ご承知のように、特別支援教育の対象者は通常学級在籍者

割合の方が大きくなっていますが、全体の児童生徒数の0.7%くらいの子どもが関わっている部分なので、具体的に着手する必要があるのではないかと思います。

(議長)

今のご意見に対していかがでしょうか。「検討する」は従来の「後に送ればいい」というマイナスイメージが付いてしまいがちですが、そういう意味で書いているわけではないと思いますが。

(事務局：答弁)

「等」にくくった内容としますと、学習指導の在り方、交流及び共同学習についても加えて然るべき内容だと考えています。

「検討する」について、特に特別支援学級設置については、平成19年度に検討委員会を設置し検討した経過があります。再度検証するという形で検討していきたいと考えています。いただいたご意見を十分反映させていきたいと考えています。

(委員：意見)

市町村教育委員会連合会では県教育委員会へ特別支援学級1学級8人の基準の緩和や人事交流の希望をしたところです。

「④ 教育的ニーズに応じた指導の改善・充実」に関わって、市町村教育委員会と一番近くにある教育事務所の機能の充実を求めました。研修を進めていく場合には指導陣が充実していなければならない、専門の指導主事が教職員に対して研修を実施するというような実質的に稼働させるシステム作りをお願いしたいと思います。教育現場の質を上げるためには、やはり県教委や教育事務所の指導主事の中で、指導・助言ができるようなシステム化をお願いしたいと思います。この部分については語尾が「構築する」になっているので、意を強く持ちながら発言しています。「教員の専門性の向上」にも関わりますが、私どもとしては、常勤講師、非常勤講師の配置ではなく、正規教員としての配置を考えていく必要があると思っています。

(委員：意見)

就学前のところで、「個別の教育支援計画」や「相談支援ファイル」の充実・活用の話がありましたが、就学前にそれらを活用するためには保護者の理解が非常に重要になってきます。就学前についても保護者への支援のシステムや子育て支援をする場の充実も是非盛り込んでほしいと思います。

(議長)

ここに上げられたことを具現化していくためには保護者自身の協力が必要になります。そして協力を得るためには子育て支援から始まる保護者への支援が重要になります。特に就学前には情報を共有する中で、関係者がそれぞれの立場で機能しながら、みんなで作り上げていく支援体制というものが理想ではなく、当然のこととなってくると考えています。

(委員：意見)

通級指導教室に関わって。「ことばと発達のサポートルーム」という新しい形態の教室を設置していくことについては基本的には賛成です。ただ、設置する場合、発達障害や情緒障害を含めるといことになれば、小・中学校段階で対象者はおそらく1割を超えるくらいの数字になっているのではないのでしょうか。そうすると、こういった新しい「サポートルーム」は原則的には各校に設置していく方向になると思うので、そのくらいの意気込みで文章に表現してもらいたいと思います。

(事務局：意見)

現在、通級指導教室の担当教員については、国からの加配で教員配置をしているので、なかなか今言われたような人的配置は難しいところがあります。従来からあることばの教室8

教室のうち4教室に試行的に発達障害・情緒障害担当という形で1名ずつの教員を加配しています。これからは、ことばの教室をベースにしながら発達障害・情緒障害に対応した教員を配置していくという方向で検討していきたいと考えています。

(議長)

個人的には賛成ではあるが、反面怖い気持ちもあります。加配では足りないわけなので、県としてはどのように人的配置をしていくのか。またそこには専門性も要求されるので、そこも心配です。講師にするにしても専門性のある人を配置するというような手厚いプランを考えていかないとならないと思います。具現化しようという前提での話ですが、非常に難しいと感じています。いかがでしょうか。

(委員：意見)

現在4教室に発達障害・情緒障害の担当者を付けているということですが、今の小・中学校の実態から考えれば、特に小学校の場合は各校に「サポートルーム」を置き、しかも専門性を兼ね備えた人を配置する、という方向でないと、おそらく機能しないと思います。そういう形で配置された方が特別支援教育コーディネーターの役割を担うこともできるのではないかと考えます。通級指導教室の山梨版というようなものを作っていくのであれば、もっと大きな展望の中で考えて位置付けてほしいと思います。

(委員：意見)

特別支援学級の一人学級が増加している状況について検討していく必要があるということを確認していきたいと思います。今後、一人学級という指導の在り方と今課題になっている学校の中で通級ができる「校内通級」ということを山梨の新しい枠組みとして考えていくことはできないかということをご提案させていただきたい。一人学級の設置数が増えているということで、ほとんどの学校に特別支援学級が設置されているくらいの状況にあると思います。一人学級となっているところに通級の機能を持たせることはできないでしょうか。制度的な課題はあると思いますが、山梨の実情に即して、知的障害児は通級指導教室の対象になっていませんが、山梨のこのような状況に応じてできる点があれば検討させていただきたいと思います。

(議長)

高校については何かご意見はありませんか。

(委員)

「① 支援体制の充実」に関して質問です。「小学校から中学校、中学校から高等学校への引継及び学校間の連携を強化する」とありますが、中学校から高校への引き継ぎはなかなかなされてないのが現状だと思うのですが、連携を強化することについて、具体的にはどのようなことが考えられるのでしょうか。

(事務局：答弁)

既にこの審議会を通して必要性があるということで、高等学校の教頭会、あるいは教務主任会において、中学校から高等学校への情報の伝達の在り方ということで対応させていただいています。高校側からもできるだけ早い段階から情報がほしいという声も出ています。ですから、一方的に中学校から高校側へということではなく、双方の情報のやりとりということを具体的な事例を挙げながら、全体化する取り組みを行っています。

もう一点把握しているのは、現在高校で支援を必要とされている生徒さんの中で、保護者から高校へ直接情報提供があったケースと中学校から高校へ情報提供があったケースを比較すると、中学校からのケースの方がその後がスムーズにいつているという話を聞いています。県教委としましては、教務主任会やコーディネーター協議会などで事例を紹介していく取り組みを続けていきたいと考えています。

(委員：質問)

就学前には「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」、小・中学校、高等学校段階では「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」という表現になっていますが、私としては「相談支援ファイル」は「個別の指導計画」と同じであると考えていますが違うのでしょうか。

前回の審議会で、「サポートファイル」という言い方をしましたが、今までの生育歴、病歴、具体的な対応方法など細かい部分のものも含めたものであると考えていますが、それによろしいでしょうか。

(事務局：答弁)

基本的には、「相談支援ファイル」はお子さんの小さいときから学校卒業後までの情報を保護者が中心になって集めていくものですので、他の2つとは質的にちょっと違ってきます。従いまして、作成というよりは活用していくことを中心に考えています。「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の違いについては、「個別の教育支援計画」は保護者同意の下に保護者も含めて連携する支援者みなさんで作成していく計画です。一方、「個別の指導計画」は学校のそれぞれの各教科等の学習の時間にどのような内容で指導していくかということを教員が中心に作成していき、保護者に説明していくものです。

「サポートファイル」と「相談支援ファイル」については、山梨市、甲州市、笛吹市のモデル事業の中では、「サポートノート」「サポートファイル」という形で研究してきたかと思えます。それを受けた形で、この3年間、甲府市を中心としたグランドモデル地域として取り組みをしてきていただいた中で、昨年度、「相談支援ファイル」というものにまとまった経過があります。県としましては、それを基本にして各市町村で活用していただき、必要に応じて改善を図るといった取り組みをしていきたいと考えています。

「相談支援ファイル」については、現状まだ周知されていないので、その部分は今後の取り組みになると思います。

(議長)

教職員の専門性向上については、既にいろいろなところで議論が出ているわけですが、子どもたちの実態把握、そして適切な指導計画の下での支援、その子どもの背景にいる保護者・関係者への直接的あるいは間接的な支援、全体的には関係者が共存できるような環境を作っていく。その時にどうしても必要なことは、やはり教育現場では教職員の専門性であり、教員免許状を持っていればよいという時代ではもはやなくなっています。それぞれの子ども の特性を理解し、それに合わせて信頼性・妥当性のある指導をしていかなければなりません。

常にクオリティを上げていくことは当然のことであるわけですが、そういう意味で教職員の専門性の向上に向けて、研修と指導実践の充実、専門性のある教職員の計画的な配置・養成についてご提案いただきました。

これについてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員：意見)

全国LD親の会の会報誌「かけはし」とJDD（日本発達障害者ネットワーク）の最新の会報誌をお配りしました。

「かけはし」の中に特別支援教育支援員の養成事業についての記載があります。このような事業を本県でも市町村単位でも構いませんので、予算を組んでいただいで取り組んでほしいと思います。

特別支援学級に在籍しても必ずしも毎回専門性のある教員が付いてくださるとは限りません。その度に保護者が毎回「個別の教育支援計画」に基づいて説明し、お願いしなければならない状況です。専門性のある方であれば、特徴をすぐに捉えていただいたり、上手な指導をしていただいたりすることができます。このような現状があるということを伝えたいと思い、発言させていただきました。

(議長)

いつの時代でも、どの領域でもおそらく同様だと思いますが、専門性がどんどん要求されてきます。それには、専門性のある人間の養成をきちんと年次計画で実施していかないと実現ができません。そして、そのためには予算がついて回ってくる。やはり専門性を持っておられる方を発見して一緒に仲間に入ってもらって機能してもらおうということには限界があって、自分達のところで養成していくということで細く長く取り組んでいくことができればと思います。

(委員：意見・質問)

「② 専門性のある教職員の計画的な養成・配置等」について。専門性のある教職員を養成し、あるいは再教育の中で高め・深めていくようなシステムを作っていくことは大学の課題でもありますし、非常に難しいところですが、次善の策として、教育現場に特別支援学校教員免許状を取得している人を計画的に採用していくということが挙げられているわけです。しかし、このことは現実的にはそう簡単なことではないと思いますが、この免許取得者を計画的に採用するといった場合、幼・小・中・高の全ての学校種を念頭に置いて提案されているのでしょうか。

(事務局：答弁)

教員採用の形態については、特別支援の担当レベルでは、小・中学校の特別支援学級担当者への配置も念頭に置いて考えていきたいと思いますが、私どもが直接所管しているわけではないので、踏み込んだ提案はできません。そのようなご意見をいただいたということをお聞きし、関係する各課との対応を進めていきたいと思っています。

(委員：意見)

特別支援学級、通級指導教室を担当する場合は、特別支援学校の免許を持った者を優先的に計画的に配置できるようにして欲しいということになりますが、他方で通常の小・中学校などの一般教員については条件にするということはいささかふさわしくないと思うのであまり簡単には言えませんが、それでも特別支援教育についてのそれなりの素養のある者を採用していくことが大事になってくると思います。通常学級に在籍する障害のある子どもたちの問題がこれからどんどん大きくなっていくわけで、そういうことも踏まえて、通常学級の担当教員の中にも特別支援学校の免許の取得者とか、あるいは、研修等でそのような専門性を身につけていくというような趣旨が入るように盛り込んでもらえればと思います。

(事務局：答弁)

現実のことをお話しすると、特別支援学校採用者に限っても免許所有者で全てまかなえていないわけではありません。ですので、まずは特別支援学校の採用枠が全て免許所有者で埋まることが第一だと思っています。

それから毎年認定講習をやっておりますが、現状では、ここ2～3年程、教員の人員構成や期間採用者の増加などの要因で取得率が7割前半まで下がってきています。そういう状況から、認定講習による免許取得率の向上柱にしながら、さらに拡大していけるように取り組んでいきたいと考えています。

(議長)

ありがとうございました。実際現場におられる先生方にとっては、自分の専門性とは全然違うので、一生懸命やろうと思えば思う程、危機状況に陥ってしまう。それから県の人事計画がありますし、小・中学校、特別支援学校も採用人数がどんどん減っている状況がある。

しかし、現場では子どもたちの実状に合った専門性という機能を持った人的環境がどうしても必要であり、緊急課題であります。そこを念頭に入れながらちょっと発想を変えてアピールしていきたいと思っています。

(委員：意見)

「① 研修及び指導実践の充実」について。「全ての学校の教職員を対象に、管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級の担当者など、その求められる役割に応じた専門研修を充実させ、受講を促進する」という表記について、これは専門的なところをおっしゃっていると思いますが、でもそれ以前に、それ程専門の方が大勢ではないとしたら、全ての教職員に「特別なニーズ・特別な支援の対象となる児童生徒」の理解を得るということをきちんと謳ってほしいと思います。先生方に総論でもいいから入り口のところできちんと理解してもらおう。管理職やコーディネーターといった一部の特別な方達ばかりではなく、教師になる入り口のところで全員にきちんと「全ての子どもは私たちの教育の対象者である」と考え、全ての先生方に必要であることを言ってほしい。専門性は専門性として当然生かされるし、向上していかなければならないのですが、そこから分かれていくのではないかと思います。

(議長)

全ての学校の先生方に理解を深めるということは、一般教養のとしてではなく専門研修の一コマだと思います。専門研修の一端であると。全ての先生方に理解してもらおうというよりも教育の任に当たる先生方には必須の事柄というような位置付けで理解していきたいと思っています。

(委員：意見)

「① 研修及び指導実践の充実」について。今後、特別支援教育支援員が現場に入ることが増えてくるとと思いますが、通常学級の担任が支援員とのチームティーチングを組む際の実践研究を今後していかないと効果が上がらないことも考えられます。両者の連携についての実践研究について、是非盛り込んでほしいと思います。

(委員：質問)

ボランティアの養成を本県で行うとすれば教育委員会が担当するのですか。

(事務局：答弁)

広い意味でのボランティアの要請に関しては、社会教育課の対応になると思います。また発達障害者支援センターでも発達障害者へのボランティア養成を行っています。その辺は少し研究させていただきたいと思います。

東京都などでは、特別支援学校PTAが中心になってボランティア養成をしているところもあります。

県のレベルですと、子育てプランの中に関係するものがありますので、そういったものと連携できればと、考えています。県教育委員会単独で取り組みますとはここでは申し上げられませんが、そういったことを企画したり、投げ掛けをしたりすることはできると考えています。

先ほどご質問のあった特別支援学級の弾力的運用（通級機能）についてですが、特別支援学級の在り方については、東京都などのように全ての学校に特別支援教室を設置するという提案にまでは踏み込んでいません。これは、財政的なことも当然ありますし、逆に一人学級に散らばっているものを拠点校化して、もう少し広域的にやった方がいいのではないかという意見も実際にありますので、結論づけた形でそれらを含めて検討委員会等で検討をしていく課題だろうと考えています。

特別支援学級の弾力的運用については、文部科学省も推進するようになっています。本県としても「特別支援学級ハンドブック」などに記載するなどして広げているところです。

また、毎年学級設置に向けた事前協議のヒアリングの際に市町村教育委員会の担当者、設置希望学校長にも入っていただき「特別支援学級のある学校は、地域のセンター的機能を果たすことも含めて学級担任の先生にはお話ししていただくこととなります」とお願いしています。

平成19年度に文部科学省は特別支援教室構想を打ち出しましたが、予算的なこと等もあ

りその後あまり進展していない状況です。山梨県独自に通級の機能を持たせたらどうかという意見もございましたが、やはり在籍しているお子さんの学習権を保障するということが第一に考えますと、それはきちんと学級としては役割を果たし、その上に立って弾力的な運用を推進するということが、現段階でお願いしているところです。そこはまた整理して何らかの良い方法を考えていきたいと思えます。

(委員：意見)

現状は、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の3本柱でいくということがおそらく文部科学省の方針だと思います。山梨県もその3本柱でいくということは、現状にも合っているし、こういう方向で考えていくことが大事だと思っています。その上で固定制の特別支援学級の実態を考慮しながら弾力的に運用して、ある場合には通級指導教室のような形態で活用していくということが当然山梨の場合考えられます。実際そのようにやっているところもあるわけです。もちろんケースバイケースでその形態が子どもにとってウェットである場合にはそういう方向で弾力化できるようにしていくことが大事であると思えます。その場合に、固定制の特別支援学級としてのメリット（小集団での学習指導、居場所としての機能など）を生かす方向で発展させていくという位置付けも明確にしながら対応を検討していただきたいと思えます。

(議長)

今までいただいたご意見を入れながら、後半部分の答申案をまとめていこうと思えます。ご了解いただけますでしょうか。

## (2) 議題2「特別支援教育振興審議会起草委員会の設置について」

(議長)

次に特別支援教育振興審議会起草委員会の設置について事務局から説明をお願いします。

(事務局：資料により説明)

(議長)

起草委員会の設置についてはよろしいでしょうか。

(承認)

お認めいただきましたので、会長を入れて4名指名をしてよろしいでしょうか。

(承認)

それでは、鳥海委員、飯ヶ濱委員、原委員にご協力をお願いします。この4人で作業を進めていきたいと思えます。

## (3) 議題3「その他について」

(議長)

事務局からその他はありますか。

(事務局)

特にありません。

(議長)

それでは、マイクを事務局にお返しいたします。(議事終了)